目

示 次

告

振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。) 印に関す 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

る告示の一部改正

土地収用法に基づく事業の認定

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

指定自立支援医療機関の指定

大規模小売店舗の変更の届出に関する件 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

土地改良区役員の退任及び就任

正 誤

道路の供用開始中訂正 岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

(環境生活政策課) 四四三

保健医 療課) 四四四 四四四

商業・ 金融課) 四四四

四四七

(可茂農林事務所) 四四七

(スポーツ推進課) 四四八 (道路維持課) 四四八

> 第 千 五 百 六 + 号

金曜日

成二十六 年 七 月 四 日

平

告

示

岐阜県告示第四百六十九号

次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第百四十四条の九第三項の規定により

平成二十六年七月四日

(清流の国づくり政策課) 四四二

税

務

課

四 四 一 一 ジ

角

地

課) 四四二

岐阜県知事

古

田

株式会社油 名 称 代 近 藤登志満 表者氏名 地阜市金園町八丁目一一番 所在地主たる事務所又は事業所の 平成二六・ 取 消 年 五三 月 日

岐阜県告示第四百七十号

次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第百四十四条の九第三項の規定により

平成二十六年七月四日

岐阜県知事 古 田

サジ 株式会社イ 称 伊 代表者氏名 佐治雅 昭 多治見市小路町一六番地 所在地主たる事務所又は事業所の 平成二六・ 取 消 年 六・一六 月 日

名

岐 阜 県 公 報

毎週 (金曜日)

発行

平成二十六年七月四日

Ξ

(442)

岐阜県告示第四百七十一号

平成二十六年七月四日

一7イを次のように改める。

県東高東高

濃脂 患形 死髭

てん書

大 き さ 二十三ミリメートル平方

岐阜県告示第四百七十二号

に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示す 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。) 第二十条の規定

岐

平成二十六年七月四日

岐阜県知事 古 田

起業者の名称

羽島市

事業の種類

羽島市北部学校給食センター 建設事業

起業地

収用の部分

1

岐阜県羽島市竹鼻町飯柄字東折戸地内

岐阜県知事

古

田

県告示第二百五十一号) の一部を次のように改正し、平成二十六年七月十一日から適用 振興局長 (振興局に置かれる事務所の長を含む。) 印に関する告示 (平成十八年岐阜 四 事業の認定をした理由

2

使用の部分

るため、事業の認定をしたものである。 申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断され

学校給食センター建設事業」(以下「本件事業」という。) である。 申請に係る事業は、岐阜県羽島市竹鼻町飯柄字東折戸地内における「羽島市北部 法第二十条第一号の要件への適合性

する事業に該当する。 る庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関 調理場を整備するものであり、法第三条第三十一号に掲げる地方公共団体が設置す 本件事業は、学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する共同

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。 本件事業の起業者である羽島市は、議会の議決を経て予算措置を講じており、 本

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

法第二十条第三号の要件への適合性

3

得られる公共の利益

設における学校給食を実施するために、羽島市北部学校給食センター及び羽島市 南部学校給食センターの二箇所の共同調理場を設置している。 羽島市は、現在、小中学校十四校及び幼稚園一園を設置しており、それらの施

性及び衛生管理上の問題がある。 れた施設であり、建物及び設備の老朽化が進行し、また、学校給食衛生管理基準 (平成二十一年文部科学省告示第六十四号) にも適合していないことから、安全 しかしながら、現在の羽島市北部学校給食センターは、昭和五十四年に建設さ

在の施設規模では、対応が困難であるといった課題も抱えている。 る岐阜県立岐阜南部特別支援学校(仮称)への配食を県から依頼されており、現 さらに、羽島市北部の正木町地内において平成二十八年に開校が予定されてい

完成により、 本件事業は、現在の羽島市北部学校給食センターを移転改築するものであり、 施設の安全性の確保及び衛生的で安心な学校給食の実施が図られる

認められる とともに、 したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると 食育の推進に寄与するものと認められる。

失われる利益

あると認められる。 に動植物に影響を与える改変を伴わないことから、動植物に与える影響は軽微で 起業地の周辺地域は、既に整備された農業振興地域であり、本件事業は、新た

知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財 は見受けられない。 また、起業地には、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)による周

事業計画の合理性 したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

 (\equiv)

経済的な面から総合的に勘案して選定されていることから、適切なものと認めら しており、かつ、起業地についても、申請案と他の二案とを社会的、技術的及び 本件事業の事業計画は、建設する施設について、学校給食衞生管理基準に適合

れるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。 較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。 したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認めら 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比 したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

岐

法第二十条第四号の要件への適合性

事業を早期に施行する必要性

成二十八年に予定されており、早期に施設規模を拡大する必要があると認められ きるだけ早期に解消を図る必要があると認められる。 かつ、学校給食衞生管理基準に適合していないことから衞生面の問題もあり、で 3 「で述べたように、現在の羽島市北部学校給食センターは、老朽化が進行し、 また、新たな受配校となる岐阜県立岐阜南部特別支援学校 (仮称) の開校が平

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性 したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、 ていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。 また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ

法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

羽島市教育委員会教育総務課

五

公

示

特定非営利活動法人の設立認証申請

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により特定非営利

平成二十六年七月四日

岐阜県知事 古 田

- 申請のあった年月日 平成二十六年六月三日
- =特定非営利活動法人の名称 ロジェクト 特定非営利活動法人日本未来遺産保護保存継承推進プ
- 代 の 氏 名 武藤 康正

主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市高鷲町鮎立三四六五番地

五四三 定款に記載された目的(この法人は、日本が長年引き継がれてきた豊かな自然

保存継承又は電子的保存する方法で、日本の自然歴史文 偉人伝承、知の資料伝承、地域の資料、宝物等)を保護 環境、歴史文化(有形無形文化財、書物、 工芸技術伝承、

化を未来に伝えることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成二十六年七月四日

古 田

肇

岐阜県知事

特定非営利活動法人の名称 申請のあった年月日 特定非営利活動法人ITひだ 平成二十六年六月十一日

主たる事務所の所在地 の 氏 名 岐阜県高山市石浦町七丁目五八六番地 高橋 敏成

公

五 四 Ξ

報

定款に記載された目的 化支援のため、飛騨全域での住民の視点に立ったシステ を中心に、個人の地域情報の利用向上と飛騨全体の情報 この法人は、飛騨地域住民に対する情報サービス支援

における情報化推進に関する指導、助言、啓蒙、啓発、 ムの提案・開発、インターネット活用普及等、社会活動 教育、相談事業を行い、地域ネットワークを形成するこ

を図り、地域コミュニティー 全体の利益の増進に寄与す プを図ると共に、人材育成及びボランティア活動の促進 とにより、地域の情報化による相互理解とパートナーシッ

指定自立支援医療機関の指定

ることを目的とする。

二十三号) 第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法 第六十九条の規定により公示する 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百

平成二十六年七月四日

岐阜県知事 古 田

精神通院医療に係るもの

(病院又は診療所)

飛騨市民病院国民健康保険	かくむらクリニッ	名称
飛驒市神岡町東町七二五	岐阜市清住町二の一六	所 在 地
外科・科・脳・神小 経児	・脳心 精神療 神経内 科外科・	る療 診療 担 接 当 接 と は と は と は と に と は に と に に に に に に に に に に に に に
精神通院	精神通院	医療の種類 自 立 支 援
≅Ψ · 成 セ	≅Ψ · 成 セ・	年指 月

日定

(薬局)

店 アイセイ薬局	ユタカ調剤薬局	名
大垣南	局山手	称
大垣市築捨町五の六九の	三	所
町五の六		在
九の一	81008	地
精神通院	精神通院	医療の種類自 立支援
등平 ・成 ・	三平 ・成 ・	年指 月 日定

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

す る。 小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模**

において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十六年七月四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課

平成二十六年七月四日

岐阜県知事 古 田

くらやホームセンター本店 外

建物の名称及び所在地

意見の概要 岐阜県高山市昭和町一丁目一二三番地の一 ゲンキー 瑞浪店 建物の名称及び所在地

瑞浪市北小田町三丁目五三番

外

において縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

なお、その意見書は平成二十六年七月四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課

意見の概要

意見なし (届出事項

変更

ゲンキー 関下有知店

建物の名称及び所在地

関市下有知今宮南一六六二番地一

外

意見なし (届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

する。 小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模**

において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十六年七月四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課

する。

平成二十六年七月四日

岐阜県知事 古 田

建物の名称及び所在地

ゲンキー 土岐肥田店

土岐市肥田町肥田字前田二七〇二 外

= 意見の概要

意見なし (届出事項 変更

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示

岐阜県知事

古

田

ゲンキー 高富店

意見の概要

意見なし (届出事項 変更

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示

なお、その意見書は平成二十六年七月四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課

において縦覧に供する。 平成二十六年七月四日

岐阜県知事 古 田

する。 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模**

において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十六年七月四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課

平成二十六年七月四日

岐阜県知事

古

田

肈

建物の名称及び所在地

建物の名称及び所在地

山県市大字高富字米野二三二七番二 外

意見の概要

意見なし (届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

す る。 小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模

において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十六年七月四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課

す る。

平成二十六年七月四日

岐阜県知事

古 田

ゲンキー 真正店

建物の名称及び所在地

本巣市政田字高畑一二二四番地 外

意見の概要

意見なし (届出事項 変更

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模

において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十六年七月四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課

平成二十六年七月四日

岐阜県知事 古 田

ゲンキー 養老店

養老郡養老町高田字初花二一九二番一 外

意見の概要

意見なし (届出事項 変更

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模**

において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十六年七月四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課

平成二十六年七月四日

岐阜県知事

古

田

建物の名称及び所在地

ゲンキー 垂井店

不破郡垂井町表佐字番切四九一九番一 外

意見の概要

意見なし (届出事項 変更

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

す る。 小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模

において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十六年七月四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課

平成二十六年七月四日

岐阜県知事 古

田

建物の名称及び所在地

意見の概要 ゲンキー 池田店 揖斐郡池田町本郷字出口五八一番一

外

意見なし (届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模**

において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成二十六年七月四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課

平成二十六年七月四日

岐阜県知事 古 田

建物の名称及び所在地

ゲンキー 富加店

加茂郡富加町羽生字七条二一〇六 外

意見の概要

岐

意見なし (届出事項 変更)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

項による届出とみなし次のとおり公示する。 規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定により大**

なお、その変更届出書等は平成二十六年七月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課において縦覧に供する。

提出することができる き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ

平成二十六年七月四日

岐阜県知事 古 田

届出年月日

平成二十六年六月十九日

届出者の氏名又は名称

=

株式会社フードセンター 富田屋

Ξ 建物の名称及び所在地

フードセンタートミダヤ島店

四 岐阜市島田二丁目八番一四号 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 変更しようとする事項

(変更前) 午前九時 (ただし、年間六〇日は午前八時三〇分) ~ 午後七時三〇分

(変更後) 午前九時 (ただし、年間六〇日は午前八時三〇分) ~ 午後一一時 (ただし、年末一〇日間は午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前七時~午後八時

(変更後) 午前七時~午後一一時 一部駐車場は午前七時~午後一一時三〇分

土地改良区役員の退任及び就任

定により公示する。 とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

平成二十六年七月四日

岐阜県知事 古 田

退任した役員

名

改土 良 区 名地

年退 月

日任

役名

氏

住

所

平成二十六年七月四日発行

発 発 行 行

所者

岐 岐

庁 県

編

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一

岐阜文芸社